

佐賀県告示第百三十号

佐賀県中小企業特別対策資金融資制度要綱（平成八年佐賀県告示第百六十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県知事 古 川 康

第七条中「商工会議所」の下に「（佐賀県中小企業再生支援協議会を含む。）」を加える。

別表の経営安定化貸付の緊急対策借換資金の項の貸付対象の欄中「借入金」の次に「又は出資金に充てる借入金」を加える。

附 則

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。